

## 河内長野市教育委員会と高野山大学との連携協力に関する協定書

河内長野市教育委員会（以下「甲」という。）と高野山大学（以下「乙」という。）とは、教育等の分野において連携・協力するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、教育等の分野において連携、協力することにより、相互の発展・充実に寄与することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携、協力をするものとする。

- (1) 教員養成等の充実及び教員の資質向上に関すること
- (2) 教育・研究及び文化振興に関すること
- (3) 生涯学習の振興に関すること
- (4) 教育分野を通じた地域活性化に関すること
- (5) その他、両者で合意された事項

### （連絡調整窓口）

第3条 前条に掲げる事項を円滑かつ効率的に進めるために、甲と乙はそれぞれ連絡調整窓口を設置し、協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については甲乙合意の上決定するものとする。

### （経費）

第4条 甲及び乙が連携協力を行う事業に要する経費は、原則として甲及び乙において各々応分に負担する。

### （協定期間）

第5条 この協定の有効期間は協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲と乙のいずれかが書面をもって改廃の申し入れをしないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

- 第6条 この協定書に定めるもののほか、連携、協力に関して必要な事項については、甲と乙で協議し、決定するものとする。
- 2 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲及び乙で協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各々1通を保有する。

令和2年3月2日

(甲)

大阪府河内長野市原町一丁目1番1号  
河内長野市教育委員会

教育長

松本晋孝



(乙)

和歌山県伊都郡高野町高野山385  
高野山大学

学長

乾龍仁

